

平成24年度

財政援助団体等
監査報告書

平成25年3月

小樽市監査委員

目 次

財政援助団体監査報告	1
(小樽市教育研究会、小樽市食品衛生協会)	
1 監査執行者	2
2 監査を実施した団体及び実施期日等	2
3 監査対象事務の範囲	2
4 監査の主眼及び実施方法	2
5 団体の事業の概要等及び監査の結果	3
(1) 小樽市教育研究会	3
(2) 小樽市食品衛生協会	4
指定管理者監査報告	5
(松ヶ枝A住宅集会所管理委員会、手宮公園住宅会館管理委員会、 桜東住宅会館管理委員会)	
1 監査執行者	6
2 監査を実施した指定管理者及び実施期日等	6
3 監査対象業務等の範囲	6
4 監査の主眼及び実施方法	6
5 指定管理者の概要等及び監査の結果	6

財政援助団体監査報告

1 監査執行者

監査委員 菊池 洋一

監査委員 佐々木 茂

2 監査を実施した団体及び実施期日等

団体の名称 及び代表者	実施期日	監査の対象			主管部室課等
		補助金等の名称	補助等の金額		
			23年度	24年度	
小樽市教育研究会 会長 太田 博之	平成24年10月31日	小樽市教育研究会補助金	千円 700	千円 700	教 育 部 室 指 導 室
小樽市食品衛生協会 会長 中村 全博	平成24年11月1日	小樽市食品衛生協会補助金	250	250	保 健 所 生 活 衛 生 課 保 健 総 務 課

3 監査対象事務の範囲

平成23年度及び平成24年度に小樽市から交付を受けた当該補助金に係る会計経理及び出納関連事務

4 監査の主眼及び実施方法

監査は、事業が補助金の目的及び交付条件に従って実施されているか、補助金に係る収支の会計経理等の事務が適正に行われているかに重点を置きました。

監査に当たっては、あらかじめ団体及び主管部室課等から事業計画書、予算書及びこれらに係る事業報告書、決算書などの資料の提出を求めるとともに、経理関係諸帳簿、預金通帳その他証書類について抽出により審査を行い、あわせて関係者から説明を受け、その内容を確認する方法により実施しました。

5 団体の事業の概要等及び監査の結果

(1) 小樽市教育研究会

ア 事業の概要

小樽市教育研究会（以下「教育研究会」という。）は、主に、市内小中学校の教職員により組織され、教職員としての識見と力量を高め、資質の向上を図り、学校教育の充実発展に寄与することを目的として、教科別の研究部会による研究授業・実技研修・講習会の開催や、図工美術展や音楽発表会等の開催を通じた児童生徒の文化活動の支援などの事業を実施しています。

小樽市は「小樽市教育研究会補助金交付要綱」に基づき、教職員の資質の向上と教育研究の充実を図るため、教育研究会が実施する事業に対して補助金を交付しています。

イ 経理の状況

教育研究会における経理及び出納事務は、会計担当が関係諸帳簿等を整備し、会長が決裁する体制で処理されており、その収支は預金口座により管理されています。

なお、収支の状況は次のとおりです。

平成23年度				平成24年度（9月末現在）			
収入		支出		収入		支出	
費目	金額	費目	金額	費目	金額	費目	金額
	千円		千円		千円		千円
会費	340	事業費	852	会費	338	事業費	482
市補助金	700	（研究活動費）	(145)	市補助金	700	（研究活動費）	(-)
雑収入等	90	（部会活動費）	(707)	雑収入等	-	（部会活動費）	(482)
繰越金	83	事務費等	152	繰越金	209	事務費等	-
計	1,213	計	1,004	計	1,247	計	482

収入は、主に会員からの会費と小樽市からの補助金で構成され、平成23年度は会費収入340千円、補助金700千円などとなっています。なお、雑収入等90千円は、主に部会活動費として支出した707千円のうち、精算残額分の返還金です。

また、支出のうち事業費の内訳は、教育講演会の開催や研究集録の作成に係る研究活動費145千円、部会ごとの研修等に係る部会活動費707千円となっています。

ウ 監査の結果

補助金の目的及び交付条件に従って事業が実施されており、それに伴う収支の会計経理及び出納事務は、適正に行われていました。

なお、平成24年度からは、より適正な補助金の交付事務を進めるため、主管部室課等において、対象事業の範囲、補助金額の算定方法等のほか、補助申請から実績報告等に至るまでの手続きについての基準となる「小樽市教育研究会補助金交付要綱」が策定されるとともに、教育研究会においても、各部会における会計処理のルールが定められたことにより、補助金の使途の明確化や透明性の確保という面で改善が図られていることが確認できました。

(2) 小樽市食品衛生協会

ア 事業の概要

小樽市食品衛生協会（以下「食品衛生協会」という。）は、食品関係事業者の食品衛生に係る自主管理体制の充実を図り、食品による事故の発生を未然に防止することを目的として、食品衛生指導員研修会や食品衛生責任者養成講習会などを開催するほか、小樽市保健所と連携してこれら事業者に対する衛生指導、消費者に対する啓発等の事業を実施しています。

小樽市は、食品関係事業者が自主管理体制を充実させることによって市民の安全な食生活の確保に寄与することを目的として、食品衛生協会が実施する事業に対して補助金を交付しています。

イ 経理の状況

食品衛生協会における経理及び出納事務は、事務局職員が関係諸帳簿等を整備し、会長が決裁する体制で処理されており、その収支は預金口座により管理されています。

なお、収支の状況は、次のとおりです。

平成23年度				平成24年度（9月末現在）			
収入		支出		収入		支出	
項目	金額	項目	金額	項目	金額	項目	金額
	千円		千円		千円		千円
会費収入	3,515	人件費	3,483	会費収入	2,122	人件費	1,850
補助金	850	負担金	1,003	補助金	496	負担金	-
（市補助金）	(250)	事務費	403	（市補助金）	(250)	事務費	168
（道補助金）	(528)	事業費	1,068	（道補助金）	(175)	事業費	153
（日本食品衛生協会補助金）	(72)	（指導費）	(879)	（日本食品衛生協会補助金）	(71)	（指導費）	(84)
		（啓もう費）	(145)			（啓もう費）	(50)
賛助金	721	（共励費）	(44)	賛助金	596	（共励費）	(19)
事業収入	1,222	会議費	285	事業収入	658	会議費	229
雑収入	18	交際費	62	雑収入	12	交際費	50
		慶弔費	22			慶弔費	17
計	6,326	計	6,326	計	3,884	計	2,467

収入は、主に会員からの会費、補助金、賛助金、講習会手数料等の事業収入などで構成され、平成23年度は会費収入3,515千円、補助金850千円、賛助金721千円、事業収入1,222千円などとなっています。

また、支出のうち事業費の主な内訳は、食品営業関係施設への巡回指導や研修会及び各種講習会の開催等に係る指導費879千円、食中毒防止街頭PRなどに係る啓もう費145千円となっています。

ウ 監査の結果

補助金の目的及び交付条件に従って事業が実施されており、それに伴う収支の会計経理及び出納事務は、適正に行われていました。

なお、補助金の交付に係る条件として提出を求めている事業の概要及び収支決算書について、主管部室課等としてその報告内容についての確認が行われていないという状況でしたので、適正な補助金の交付事務を進める上で、事業の執行状況や収支決算の内容等を十分に確認した上で事務処理をすることが重要と考えます。

指定管理者監査報告

1 監査執行者

監査委員 菊池 洋一

監査委員 佐々木 茂

2 監査を実施した指定管理者及び実施期日等

指定管理者の名称 及び代表者	実施期日	公の施設	指定期間	主管部室課等
松ヶ枝A住宅集会所管理委員会 会長 荊木 義正	平成24年10月15日	松ヶ枝A住宅集会所	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日	建設部 建築住宅課
手宮公園住宅会館管理委員会 会長 田中 雄一郎	平成24年10月16日	手宮公園住宅会館	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日	
桜東住宅会館管理委員会 会長 宮田 正幸	平成24年10月17日	桜東住宅会館	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日	

3 監査対象業務等の範囲

平成23年度及び平成24年度における公の施設の指定管理に係る管理運営業務及び経理関係事務

4 監査の主眼及び実施方法

監査は、公の施設の指定管理者として、施設の管理に関する協定書に基づき、その管理運営及び会計経理が適正に行われているかに重点を置きました。

監査に当たっては、あらかじめ指定管理者及び主管部室課等から事業計画書及び事業報告書などの資料の提出を求めるとともに、経理関係諸帳簿、預金通帳その他証書類について抽出により審査を行い、あわせて関係者から説明を受け、その内容を確認する方法により実施しました。

5 指定管理者の概要等及び監査の結果

(1) 指定管理者の概要

松ヶ枝A住宅集会所管理委員会、手宮公園住宅会館管理委員会及び桜東住宅会館管理委員会（以下「各管理委員会」という。）は、市営住宅の入居者等の共同の福祉のためのコミュニティ活動の場として設置された住宅集会所及び住宅会館（以下「各住宅集会所」という。）の管理運営を行うことを目的に、各住宅の入居者で構成する自治会や地域の町会で組織された任意団体です。

各管理委員会は、各住宅集会所が設置された当初から管理運営業務を受託していましたが、いずれも平成18年4月から任意選定により指定管理者に指定され、現在に至っています。

(2) 管理運営業務及び経理の状況

各住宅集会所の管理運営業務としては、各管理委員会において、管理に関する協定書（以下「協定」という。）に定める業務仕様書に従い、各住宅集会所の利用の受付及び許可並びに利用料金の収受に関する業務のほか、施設の維持管理等を行っています。

なお、利用料金については、「小樽市住宅条例」の規定に基づき各管理委員会で定め、市長の承認を得た額を指定管理者の収入として収納した上で、管理費用に充当するものとされています。また、管理費用は利用料金のほか、各管理委員会における自主財源で賄われており、小樽市は管理代行業務費を支出していません。

各管理委員会の経理事務は、それぞれの出納責任者が関係諸帳簿等の整備と出納を行い、収支に係る現金及び預金の確認を会長が行う体制で処理されており、その収支は協定の規定により専用の口座で管理されています。

(3) 施設の利用状況等

各住宅集会所の利用状況及び利用料金は、次のとおりです。

施設名	平成23年度			平成24年度		
	利用状況		利用料金	利用状況		利用料金
	利用件数	延べ日数		利用件数	延べ日数	
	件	日	円	件	日	円
松ヶ枝A住宅集会所	12	13	13,200	7	7	6,700
手宮公園住宅会館	34	36	119,700	10	10	27,100
桜東住宅会館	145	145	363,400	58	58	132,200

(注) 平成24年度は、8月末現在です。

(4) 監査の結果

各管理委員会ともに、協定に定める業務仕様書に従い管理運営業務が適切に行われ、それに伴う収支の会計経理及び出納事務は、おおむね適正に行われていました。

なお、協定にうたわれている業務の実施に係る収支を管理するための固有の銀行口座等の開設については、指定管理者制度の導入前の管理委託制度の当時に開設された口座を継続して使用していること、また、利用料金の収受については、「指定管理者」という表示がない領収書を使用していることが共通して見受けられました。

これらについては、管理委託制度から指定管理者制度に移行した際に、主管部室課等との連携が不足していたことが原因として考えられますが、今後においては、より適正な事務処理となるよう各管理委員会、主管部室課等の双方が、統一した見解に基づき見直しを進める必要があると考えます。